

【フランス】生物多様性の保護

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

* 2016年8月、生物多様性保護に関する法律が制定された。基本原則の明示、関係機関の再編、遺伝資源へのアクセスと利益配分のルール、個別具体的な保護策等を内容とする。

1 経緯

2016年8月8日、フランスにおいて「生物多様性、自然及び景観を回復するための法律第2016-1087号」（注1）が制定された。立法を主導したエコロジー・持続可能開発・エネルギー大臣によれば、「1976年の自然保護法及び1993年の景観回復法以来の新しいステップ」「生態系のダイナミックなビジョン（の立法化）」となる包括的な法律である。

生物多様性に関する国際的な枠組みは、1992年に採択された「生物多様性条約」（注2）に始まる。約20年を経て2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）、及びそこで採択された「愛知目標」（注3）が次の10年に向けた画期となり、フランスにおいてもこれに基づく「生物多様性国家戦略2011-2020」（注4）が策定された。現オランド政権も2012年に新たな関連立法の意図を予告したものの、政府案の提出が2014年3月、成立が2016年8月になり、制定に長期間を要した。

なお、フランスは生物資源について、先進国として利用・開発する側（農産物加工業、化粧品・医薬品産業等）である一方、南半球の海洋に多数の海外領土を有しているため資源を保有、保護あるいは提供する側でもあり、生物多様性に関し特殊な立場にある。

2 法律の主な内容

この法律は全7章174か条から成り、環境法典、民法典、都市計画法典等を改正する内容である。以下、主に生物多様性の保護に関する重要な規定を紹介する。

(1) 基本原則（第1章）

生物多様性保護の基本原則を環境法典へ明記する。まず、生態系の損傷を「しない、減じる、補償する（*éviter réduire compenser*: ERC）」原則を示し、また「生態の相互依存性（*solidarité écologique*）」という概念により、人の経済活動や日常生活も含めた国土全体の生態系の調和・連帯をうたう。また、環境は損傷した者が補償するという「汚染者負担（*pollueur payeur*）」の原則を、国民の責任として民法典にも明記する。

(2) 生物多様性のガバナンス（第2章）

生物多様性問題について国・地方の公共機関、市民・団体、研究者、企業等あらゆる関係者による議論の場を設置する。国レベルでは、政府の諮問機関となる生物多様性委員会（*Comité national de la biodiversité*）、学術・技術面での専門機関である自然保護委員会（*Conseil national de protection de la nature*: CNPN）、地方レベルでは、生物多様性地方委員会（*Comité régional de la biodiversité*）を設置する。

(3) 生物多様性庁の新設（第3章）

行政的性格の国の公施設法人として生物多様性庁（Agence française pour la biodiversité）を新設する。これは水質・水環境管理、海洋保護、国立公園管理及び自然環境に関する技術的研究を任務とする既存の4機関を統合するもので、1,200人規模の職員を擁し、今後の生物多様性の保護行政及び国際的な連携の中心機関となる。

(4) 遺伝資源へのアクセスと利益の配分（第5章）

生物多様性条約の3つの目的のひとつとして「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の実現」が掲げられており、締約国による検討がCOP10において「名古屋議定書」として結実した。第5章はそのフランス国内法化に相当し、研究開発におけるフランス領土内の「遺伝資源及び関連する伝統的知識」へのアクセス及びその利用から生じる利益に関し、届出手続、許認可手続、利益配分方式について規定する。特に海外領土の資源・知識を尊重する内容となっており、また、こうした規定に反して不正な利益を得る「生物資源の篡奪（bio-piraterie）」を抑止する目的を持つ。

(5) 海洋保護政策（第6章第3節）

前述のとおり多くの海外領土を持つフランスは、世界第2位の排他的経済水域面積を占める国である。この法律により、従来国内法整備が不十分であった排他的経済水域における海洋資源の探査・利用、海洋エネルギー開発や海底ケーブル敷設等における許認可制度及び規制について、海洋保護の観点を含め改めて規定した。

水産資源に関しては、海洋の動物相・植物相の持続可能な管理のため、産卵区域等を「水産資源保護区（Zone de conservation halieutique: ZCH）」とし、環境に悪影響がある活動を禁止又は制限する。

その他、フランス海外領土内のサンゴ礁・礁湖（世界の10%を占める）、クジラ類、マングローブ等を保護するための規制をこの法律により規定している。

(6) その他の主な保護策（第6章）

花粉媒介生物であるミツバチの大量死を招いたネオニコチノイド系農薬の全面禁止の明記は、この法律の先進性を象徴する規定であるが、同時に反対意見も強く、実施は2018年9月1日からとされ、また2020年7月までの例外規定も一部に残すなど、調整が図られた。また、絶滅危惧種の違法取引、密猟・密漁等、生物多様性保護を阻害する行為に対する刑罰が強化された。

注（インターネット情報は2016年9月15日現在である。）

(1) Loi no 2016-1087 du 8 août 2016 pour la reconquête de la biodiversité, de la nature et des paysages.

(2) 外務省「生物多様性条約（生物の多様性に関する条約：Convention on Biological Diversity（CBD）」
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>> を参照。

(3) 愛知目標及び名古屋議定書については、環境省「生物多様性条約COP10・11の成果と愛知目標」<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/files/2011_2020_decade_on_biodiversity.pdf> を参照。

(4) Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie, "Stratégie nationale pour la biodiversité 2011-2020". <http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/8-_SNB_Web.pdf>